平成２３年（フ）第８１４号
千葉県柏市酒井根５丁目９番25号　メゾンドール天王前102号
債務者　永江由賀子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８１５号
東京都世田谷区赤堤５丁目10番９号　グリーンコーポ102
債務者　永江　豊美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８１７号
千葉県松戸市竹ケ花西町308番地の29
債務者　吉田　有全
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８１８号
千葉県松戸市竹ケ花西町308番地の29
債務者　吉田　律子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８２７号
千葉県柏市宿連寺31番地６
債務者　三浦　悦子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８４０号
千葉県松戸市大谷口383番地の22　ヒルトップ新松戸302号
債務者　杉下多加志
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１２４号
石川県小松市吉竹町わ21番地１、従前の住所石川県加賀市田尻町オ66番地
債務者　坂本　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３３号
長崎県対馬市美津島町鶏知甲603番地第２
債務者　黒岩　元治
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第２７２７号
愛知県知多市八幡字池下８番地の162
債務者　山田　貞雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７２８号
愛知県知多市八幡字池下８番地の162
債務者　山田　芳久
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７２９号
鹿児島県鹿児島市坂之上８丁目12番７号
債務者　山田千代子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７５４号
愛知県半田市長根町３丁目１番地　県営長根住宅10棟405号
債務者　秦　　文雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３０７４号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢町1184　石井第３ビル507
破産者　熊野　惠二
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０７５号
東京都杉並区久我山３丁目１―29―201
破産者　稲村　研児
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１０１号
東京都墨田区両国４－７－５　創志両国ハイツ、住民票上の住所東京都墨田区千歳３丁目18―５―503
破産者　佐藤　英俊
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１０２号
埼玉県さいたま市浦和区大東３丁目１番３―205、開始決定時の住所埼玉県川口市飯塚３丁目12―20―102
破産者　森本　国士
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１３８号
埼玉県川口市前川４丁目23―５　プレジールＦ203号
破産者　安藤　　諭
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１５２号
埼玉県狭山市柏原1613
破産者　石川　　稔
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部